



目 次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 ()	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (3件) ()	1
○道路の区域変更 (道路課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	3
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3

告 示

高知県告示第446号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和2年6月12日

	高知県知事 濱田 省司		
医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
J A 高知病院	南国市明見字中野	令和2・6・3	令和5・6・2
	526-1		

高知県告示第447号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。
令和2年6月12日

- 高知県知事 濱田 省司
- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町魚ノ川字隠谷515の1から515の3まで、515の6、下呉地字イチクルシ山582の2

- 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 高知県告示第448号
- 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。
令和2年6月12日

- 高知県知事 濱田 省司
- 解除予定に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐中半字仲谷山605の24・605の26・606の16・606の18 (以上4筆国有林)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第449号

令和2年4月高知県告示第264号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び馬路村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
令和2年6月12日

- 高知県知事 濱田 省司
- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
東京都世田谷区羽根木一丁目10番6号
イ 氏名
坪内 美智
 - 登記簿記載の住所
高知市中宝永町11番8号
イ 氏名
山下 照子

- 登記簿記載の住所
高知市西洋町1番地
イ 氏名
山下 照子
- 登記簿記載の住所
高知市東雲町112番地
イ 氏名
山下 律務
- 登記簿記載の住所
高知市宝町12番4号
イ 氏名
山下 敦
- 登記簿記載の住所
東京都文京区本駒込五丁目74番6号 白根荘
イ 氏名
多田 祐輔
- 登記簿記載の住所
室戸市羽根町甲506番地
イ 氏名
久保 隆史
- 登記簿記載の住所
福岡市早良区室見二丁目15番1号
イ 氏名
松本 義次
- 登記簿記載の住所
大阪府豊中市上野四丁目16番地
イ 氏名
黒岩 寅喜代
- 登記簿記載の住所
高知市鴨部1235番地20
イ 氏名
山田 洋右
- 登記簿記載の住所
室戸市浮津764番地
イ 氏名
久保 茂
- 登記簿記載の住所
安芸郡馬路村馬路2214番地
イ 氏名
岩城 明信
- 登記簿記載の住所
安芸郡馬路村馬路456番地
イ 氏名
乾 岩松
- 登記簿記載の住所

<p>安芸市川北甲1048番地</p> <p>イ 氏名 乾 幸久</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路430番地</p> <p>イ 氏名 山下 幸一</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村ニタ又357番地</p> <p>イ 氏名 久保 尊雄</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 安芸市東浜645番地 5</p> <p>イ 氏名 畠中 一男</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 宿毛市片島1085番地</p> <p>イ 氏名 国広 富香</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮中町一丁目16番21号</p> <p>イ 氏名 久保 忠博</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 奈良県生駒市俵口町886番地 1</p> <p>イ 氏名 山本 征二</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 中村市古尾20番地</p> <p>イ 氏名 今城 功</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年7月農林省告示第1058号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第450号 令和2年4月高知県告示第295号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p>	<p>令和2年6月12日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村潰溜437番地</p> <p>イ 氏名 日浦 亀益</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝2104番地</p> <p>イ 氏名 野中 清志</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 愛媛県東宇和郡宇和町大字下松葉甲1302番地</p> <p>イ 氏名 市川 茂恵</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和41年12月農林省告示第1656号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第451号 令和2年4月高知県告示第296号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和2年6月12日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙246番地 2</p> <p>イ 氏名 仙頭 喜三一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙230番地 1</p> <p>イ 氏名 仙頭 靖</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙808番地</p> <p>イ 氏名 蔦川 寿恵広</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>室戸市吉良川町甲2823番地 1</p> <p>イ 氏名 多田 豊</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市下田部町一丁目 2 番13号</p> <p>イ 氏名 仙頭 早美</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙1575番地</p> <p>イ 氏名 岩川 勇</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙555番地</p> <p>イ 氏名 松本 幸一郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙4912番地</p> <p>イ 氏名 仙頭 吉之助</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙542番地</p> <p>イ 氏名 長田 亀由</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙728番地</p> <p>イ 氏名 栗林 実</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和44年8月農林省告示第483号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第452号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、令和2年6月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年6月12日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 道路の種類 県道</p>
---	---	---

- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市長浜字大ト子山6585番21から 高知市長浜字鳥坂山6566番1まで	前	28.6 108.6	185
	後	28.6 69.6	185

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和2年6月12日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年8月10日 30高須土第361号	須崎市押岡字草川内1629番ほか	須崎市押岡123番地 高窯運輸株式会社 代表取締役 尾碕 哲夫
令和2年4月30日 2高都計第56号	香美市土佐山田町字長谷川丸161番1ほか5筆	愛媛県宇和島市和霊町1211番地 株式会社西日本セイムス 代表取締役 錦織 征紀

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和2年6月12日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。付則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

- 15 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で次の各号に掲げるものに従事したときは、第6条第1項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たりそれぞれ当該各号に定める額の特殊勤務手当を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業その他公営企業局長がこれに準ずると認める作業（次号に掲げる作業を除く。） 3,000円

(2) 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他公営企業局長がこれらに準ずると認める作業 4,000円

(3) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件を処理する作業、患者等からの検体の採取場所等の消毒を行う作業その他公営企業局長がこれらに準ずると認める作業 290円

- 16 前項に規定する作業に従事したときにおける第6条第3項の規定の適用については、同項中「及び交替勤務手当」とあるのは、「交替勤務手当及び付則第15項の規定により支給する特殊勤務手当」とする。

附 則

- (施行期日等)
- 1 この規程は、令和2年6月12日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（次項において「新規規程」という。）の規定は、同年2月1日から適用する。（特殊勤務手当の額の調整）

- 2 新規規程付則第15項の規定により特殊勤務手当を支給する場合において、この規程の施行前にこの規程による改正前の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程第10条の規定により感染症病室内作業手当を支給された職員に係る当該特殊勤務手当の額については、高知県公営企業局長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（この規程の失効）

- 3 この規程は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定による指

定の効力が失われる日限り、その効力を失う。（経過措置）

4 前項の規定によるこの規程の失効の際現に支給されていない特殊勤務手当については、同項の規定によるこの規程の失効後も、なお従前の例により支給するものとする。

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月12日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第15号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1北川村議会事務局の項中「局長」を「局長 参事」に改め、同表北川村村長部局本庁の項中「課長」を「課長 参事」に改め、同表馬路村村長部局本庁の項中「課長 企画監」を「課長」に改め、同表四万十町町長部局の項中

地域振興局	局長 課長 診療 所事務長
-------	------------------

を

地域振興局	局長 課長 診療 所事務長
特別養護老人ホーム	事務長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。